

大森第一中学校いじめ防止基本方針

令和３年４月１日改正

大 森 第 一 中 学 校

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、深刻な状況が長期にわたって全国的に続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１３条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成２６年７月１０日大田区教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立大森第一中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を平成２６年１２月２２日に策定した。基本方針の策定から、６年が経過し、社会の情勢や大田区いじめ防止対策推進条例の制定等を踏まえて、学校の実態に即した基本方針の改善を図る必要があるためにいじめ防止対策委員会等で検討し、下記のように改正する。

第１ 大森第一中学校いじめ防止基本方針策定の目的

国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題のひとつである。

本校は、いじめを起こさせない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区（以下「区」という。）・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第２ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体例】

冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

仲間はずれ、集団による無視、軽くぶつかられたり、遊びと称して叩かれたり蹴られたりする
ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする

金品を強要される、金品を隠されたり盗まれたり壊されたり捨てられたりする

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

パソコンや携帯電話・スマートフォン等でソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）上に誹謗中傷や嫌なことを投稿される等

第3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校・学級でも起こりうるという認識のもと、区・教育委員会、区内小中学校、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組む。

1 いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳科の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実させるとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように指導を推進する。

2 いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにする。そのため、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。事案に応じ、関係諸機関との連携によりいじめの解決を図る。

3 生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。

4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体で組織的に対応する。

5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に把握し解決できるようにするため、区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けた取組を推進する。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、当該生徒に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該生徒をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめ防止等の取組に協力するよう要請する。

第4 学校における取組

1 学校基本方針の策定

本校は、法13条の規定及び「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和3年4月1日策定）並びに「大田区いじめ防止基本方針」（令和3年4月1日改正）に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「学校基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、進路指導主任、担任、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を置き、認知したいじめを区教育委員会と情報を共有し、その対応に当たる。

また、アンケートや個別の面談等による情報収集を定期的、または必要に応じて行い、生徒の実態把握及び本方針を見直していく。

- (2) 重大事態（①いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめられるとき、②いじめにより在籍する生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、区・教育委員会と連携し、速やかに、学校のもとに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（アンケートや個別面談等の適切な方法）を行う。

3 具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」 「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめる行為は絶対に許されない」という意識を高める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない・許さない態度を養う。
- ・生徒がいじめの問題について主体的に考え、生徒総会で年間の活動計画やスローガンを掲げて議論する等、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・地域・家庭と連携して、体験活動（環境教育・キャリア教育・国際理解教育）を通して生徒の自尊感情・自己有用感を高め、共によりよく生きる心を育てる。
- ・生活記録ノート（二行日記等）で学級担任とのツーウェイコミュニケーションを行う。
- ・全校道徳のスピーチ（3年）を行う。
- ・校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・インターネット（SNS）によるいじめ防止のための啓発活動を保護者・地域に行うとともに、生徒会を中心に、生徒自らがルール等を策定するなどの具体的な取組を推進する。
- ・家庭訪問や教育相談、学校通信などを通じた家庭との連携協力を強化する。

など

(2) 早期発見

- ・教職員は、定期的にセルフチェックを行い。きめ細やかな指導を行う。
- ・教職員は、生徒の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- ・学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により早期にいじめの兆候及び実態把握をするとともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・学校は、保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめに関する情報は、全教職員で共有化する。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

など

(3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応するとともに、安易に解消したとすることなく継続的に注意深く観察する。
 - ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
 - ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
 - ・ いじめを傍観していた生徒には、自分の問題として捉えさせる取組や勇気をもって誰かに知らせよう指導するなどいじめを撲滅する取組を行う。
 - ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
 - ・ 学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
 - ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
 - ・ いじめが犯罪行為として取扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- など

(4) 重大事態への対処

- ・ 教職員は、重大事態の定義と解釈の内容を理解し確認するとともに、事案が発生した時には速やかに組織を編成する。
- ・ いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にする調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会を通じて、区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

など

4 家庭・地域との取り組み

- ・ 近隣小・中・高等学校、警察、近隣町会、青少年委員、民生主任児童委員、大森東特別出張所、PTA等による「地域教育連絡協議会」を設置する。
- ・ 学校支援本部とサポートチームの設置による健全育成を図る。
- ・ 大田子どもガーデンパーティ・ふれあい祭等のボランティア活動への参加を要請する。
- ・ 中学校生徒会交流会への参加による他校と交流する。
- ・ 職場体験学習における事業所への協力を要請する。
- ・ 東京湾遊漁船業協同組合等による環境学習や安全教室の協力を要請する。
- ・ いじめと思われる行為を発見したら学校へ連絡をする体制を確立する。